

島会甲第1800号
令和6年12月23日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

建設工事関連業務委託に係る最低制限価格について（通達）

島根県警察が発注する建設工事関連業務委託の最低制限価格については、建設工事関連業務委託に係る最低制限価格について（令和元年7月17日島会甲第1244号本部長通達。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、この度、最低制限価格の設定基準を見直し、下記のとおり適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和6年12月23日限り、その効力を失う。

記

- 1 最低制限価格を設定した入札を行う対象業務委託
業務委託（測量、地質調査、土木コンサルタント、建築コンサルタント及び補償コンサルタント）とする。
- 2 最低制限価格の算定方法
次に定める基準により算定するものとする。

業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の50%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の50%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費の50%	①～④の合計額 (※1)
土木コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費の50%	①～④の合計額 (※1)
建築コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%	諸経費の60%	①～④の合計額 (※1)
補償コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費の50%	①～④の合計額 (※1)

(※1)：概ねの数値である。

- 3 適用日
令和7年1月1日以降に入札公告、指名通知を行う業務委託から適用する。